



和歌山県報

発行 和 歌 山 県
和歌山市小松原通一丁目 1 番地
毎週火、金曜日発行

目 次

(取扱課室名) ページ

○ 告示

435 和歌山県大気常時監視テレメータクラウドシステム移行及び運用管理業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等	(環境管理課)..... 2
436 生活保護法による指定医療機関の廃止	(福祉保健総務課)..... 3
437 〃	(〃)..... 4
438 生活保護法による指定施術機関の廃止	(〃)..... 4
439 生活保護法による医療機関の指定	(〃)..... 4
440 生活保護法による介護機関の指定	(〃)..... 4
441 〃	(〃)..... 5
442 〃	(〃)..... 5
443 生活保護法による施術機関の指定	(〃)..... 5
444 生活保護法による指定医療機関の変更	(〃)..... 6
445 生活保護法による指定介護機関の変更	(〃)..... 6
446 指定障害児通所支援事業者の指定	(障害福祉課)..... 6
447 指定障害福祉サービス事業者の廃止	(〃)..... 7
448 指定障害福祉サービス事業者の指定	(〃)..... 7
449 〃	(〃)..... 7
450 指定障害福祉サービス事業者の変更	(〃)..... 7
451 指定自立支援医療機関の指定	(〃)..... 8
452 保安林の指定	(森林整備課)..... 8
453 保安林の指定施業要件変更予定	(〃)..... 8
454 林業種苗生産事業者の登録の失効	(〃)..... 9
455 基本測量の終了	(技術調査課)..... 11
456 道路の位置の指定	(都市政策課)..... 11
457 一般競争入札による落札者の決定	(総務事務集中課)..... 11
458 〃	(教育委員会)..... 12

○ 選挙管理委員会告示

36 政治団体の届出事項の異動の届出 13
37 資金管理団体の指定の取消しの届出 14
38 政治団体の解散の届出 14
39 政治団体の収支報告書の要旨 15
40 政治団体の設立の届出 17
41 資金管理団体の届出 17
42 政治団体の収支報告書の要旨 18

○ 公告

軽油引取税免税軽油使用者証の無効	(税務課)..... 18
入札公告	(環境管理課)..... 18

告 示

和歌山県告示第435号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の5第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条の規定に基づき、和歌山県大気常時監視テレメータクラウドシステム移行及び運用管理業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法を次のように定める。

平成26年4月4日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 一般競争入札に付する業務の名称及び契約期間

(1) 業務の名称

和歌山県大気常時監視テレメータクラウドシステム移行及び運用管理業務

(2) 事業年度

平成26年度から平成31年度まで

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格事項

この一般競争入札に参加することができる者は、資格申請の時点から落札決定の日までの間において、次の要件をいずれも満たしている者であって、参加資格の審査において和歌山県知事から参加資格の認定を受けた者とする。

(1) 和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格に関する要綱（平成20年和歌山県告示第1261号。

以下「要綱」という。）第3条各号に掲げる条件を満たす者であること。業務を共同して行うことを目的とする複数の団体により構成された組織（以下「コンソーシアム」という。）にあつては、構成員のいずれについてもこの要件を満たす者であること。

(2) 仕様書第6章1及び2に掲げる受託者要件及び作業従事者要件を満たすものであること。

(3) 和歌山県が示す仕様を満足する作業実施計画書を提出した者であること。

3 資格審査申請書類及びその配布方法等

(1) この一般競争入札の参加資格の申請に必要な書類は、次のとおりとする。

なお、要綱に基づく競争入札参加資格者名簿の業務種目が「大分類『6 情報処理』の小分類『1 システム分析・開発』、『2 システム運用・保守』、『3 インターネットコンテンツ作成・運用』及び『4 データ処理』」に登載されている者は、和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格決定通知書の写しの提出をもってイからコまでの書類の提出に代えることができる。

ア 競争入札参加資格審査申請書

イ 業務概要調書

ウ 業務実績調書

エ 役員等に関する調書

オ 使用印鑑届

カ 法人にあつては、発行後3か月を経過していない当該法人の登記事項証明書、個人にあつては、発行後3か月を経過していない住民票

キ 印鑑証明書

ク 県内に本店又は支店その他の事業所を有する者にあつては、和歌山県が発行した県税（延滞金を含む。）の全税目に未納がないことを確認できる納税証明書

ケ 税務署長が発行した消費税及び地方消費税に未納がないことを確認できる納税証明書

コ 申請時の直近2年分の事業年度における決算を明らかにする書類（法人にあつては貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書、個人にあつては青色申告書又は白色申告書の写し）

サ 2の(2)に係る受託者要件及び作業従事者要件に関する書類

シ 作業実施計画書

ス コンソーシアムにあつては、コンソーシアムの協定書

(2) (1) のアからオ、サ及びシに掲げる申請書類の用紙については、県で定めるものとし、和歌山県が示す仕様書及びこれらの用紙は、平成26年4月4日（金）から平成26年4月30日（水）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く日の午前9時から午後5時までの間に、6に掲げる場所で配布を行う。

(3) (1) に掲げる申請書類について質問がある者は、4に掲げる資格審査説明会において質問を行うものとし、その後は、平成26年4月24日（木）午後5時までの間に和歌山県環境生活部環境政策局環境管理課に対して書面（ファクシミリを含む。）及び電子メールにより行うものとする。

4 資格審査説明会の場所及び日時

(1) 場所

和歌山市砂山南三丁目3-45

和歌山県環境衛生研究センター

(2) 日時

平成26年4月11日（金）午後1時30分

5 資格審査申請書類の受付期間及び受付場所

平成26年4月4日（金）から平成26年4月30日（水）までの県の休日を除く日の午前9時から午後5時までの間に、6に掲げる場所で受け付ける。

なお、郵便による入札参加資格申請書類の提出を行う者は、3(1)で定める必要書類を同封の上、書留郵便で平成26年4月30日（水）午後5時までに和歌山県環境生活部環境政策局環境管理課に必着するように送付すること。

6 資格審査申請書類の配布の場所

和歌山県環境生活部環境政策局環境管理課

和歌山市小松原通一丁目1番地

和歌山県庁本館4階

郵便番号 640-8585

電話番号 073-441-2683

ファクシミリ番号 073-441-2689

e-mail e0321001@pref.wakayama.lg.jp

7 資格審査申請書類に使用する言語

資格審査申請書類に使用する言語は、日本語とする。

8 資格審査の結果の通知

資格審査申請者には、一般競争入札参加資格結果通知書を平成26年5月2日（金）までに郵送により送付する。ただし、コンソーシアムにあつては、構成員のうち代表者に通知する。

9 一般競争入札参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

(1) 一般競争入札参加資格がないと認められた者は、本県に対し、その理由について説明を求めることができる。

(2) (1) の説明は、平成26年5月9日（金）午後5時までに書面により求めるものとする。

(3) (2) の書面は、持参又は書留郵便により提出するものとする。

(4) 説明を求めた者に対しては、平成26年5月13日（火）までに書面により回答するものとする。

(5) (2) の書面の提出は、6に掲げる場所とする。

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により指定した医療機関から廃止の届出があったので、次のとおり告示する。

平成26年4月4日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指 定 番 号	名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
有医 118-22	藤内メンタルクリニック	有田郡有田川町小島313番地2	平成 26. 2. 28

和歌山県告示第437号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により指定した次の医療機関について、その指定を廃止したので告示する。

平成26年4月4日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指定番号	名 称	所 在 地
田医87-1	西川胃腸科医院	田辺市文理2丁目32番1号

和歌山県告示第438号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により指定した施術機関から廃止の届出があったので、次のとおり告示する。

平成26年4月4日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指 定 番 号	氏 名	名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
日柔 21-25	清水ゆかり	叶鍼灸整骨院	日高郡美浜町田井228-3	平成 26. 2. 28

和歌山県告示第439号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により医療機関を指定したので、次のとおり告示する。

平成26年4月4日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指 定 番 号	名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
有医 123-25	医療法人藤内メンタルクリニック	有田郡有田川町小島313番地2	平成 26. 3. 1

和歌山県告示第440号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により介護機関を指定したので、次のとおり告示する。

平成26年4月4日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

申請者の名称	主たる事務所の所在地	指定事業所の名称	指定事業所の所在地	サービスの種類	指定年月日
株式会社プチファーマシスト	大阪市北区芝田2-8-10 光栄ビル1階	ひかり調剤薬局新町店	新宮市新町3丁目2-15	居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導	平成26.2.1
合同会社HY	岩出市根来163番地の10	ヘルパーステーションあおば	岩出市根来163番地の10	訪問介護・介護予防訪問介護	平成26.3.4

和歌山県告示第441号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により介護機関を指定したので、次のとおり告示する。

平成26年4月4日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

申請者の名称	主たる事務所の所在地	指定事業所の名称	指定事業所の所在地	サービスの種類	指定年月日
有限会社満井メディカル	岩出市紀泉台520	ヘルパーステーション金池	岩出市金池春日15-7	訪問介護・介護予防訪問介護	平成26.3.1
有限会社満井メディカル	岩出市紀泉台520	ケアプランセンター金池	岩出市金池15-7	居宅介護支援事業	平成26.3.1
一般社団法人紀国	西牟婁郡白浜町庄川143-7	訪問介護長寿村	西牟婁郡白浜町富田1234番地	訪問介護・介護予防訪問介護	平成26.3.5

和歌山県告示第442号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により介護機関を指定したので、次のとおり告示する。

平成26年4月4日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

申請者の名称	主たる事務所の所在地	指定事業所の名称	指定事業所の所在地	サービスの種類	指定年月日
株式会社仁昌堂	橋本市古佐田1-3-17	居宅介護支援事業所ごもうのいえ	橋本市胡麻生700-20	居宅介護支援事業	平成26.4.1
株式会社仁昌堂	橋本市古佐田1-3-17	通所介護ごもうのいえ	橋本市胡麻生700-20	通所介護・介護予防通所介護	平成26.4.1
株式会社仁昌堂	橋本市古佐田1-3-17	訪問介護ごもうのいえ	橋本市胡麻生700-28	訪問介護・介護予防訪問介護	平成26.4.1

和歌山県告示第443号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条の規定（中国残留邦人等の円

滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。)により施術機関を指定したので、次のとおり告示する。

平成26年4月4日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指 定 番 号	氏 名	名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
海南柔 43-25	神保友則	神保鍼灸整骨院	海南市岡田392-10	平成 26.1.24

和歌山県告示第444号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。)により指定した医療機関の変更について届出があったので、次のとおり告示する。

平成26年4月4日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指 定 番 号	変更事項(名称)		所 在 地	変 更 年 月 日
	旧	新		
田病 9-17	社会保険紀南病院	紀南病院	田辺市新庄町46番地の70	平成 26.3.12

和歌山県告示第445号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2の規定(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。)により指定した介護機関の変更について届出があったので、次のとおり告示する。

平成26年4月4日

和歌山県知事 仁坂吉伸

届出者の名称	主たる事務所の所在地	指定事業所の名称	指定事業所の所在地	サービスの種類	変更事項	変更前	変更後	変更年月日
医療法人富田会	岩出市紀泉台2	コスモス苑	岩出市紀泉台2	通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション	指定事業所の名称	紀泉の里	コスモス苑	平成 25.9.1

和歌山県告示第446号

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の5の3第1項の指定障害児通所支援事業者を次のとおり指定したので公示する。

平成26年4月4日

和歌山県知事 仁坂吉伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害児通所支援の種類	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指 定 年 月 日
3050100 589	エジソンジュニア	和歌山市梶取169	放課後等デイサービス	一般社団法人パーソナリティカレッジ	和歌山市梶取169	平成 26.3.1

和歌山県告示第447号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり廃止の届出があったので公示する。

平成26年4月4日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	廃止年月日
3012250050	ケアサポート・ゆにおん	田辺市下万呂588-1	居宅介護・重度訪問介護・同行援護	株式会社ライフサポートゆにおん	田辺市下万呂588-1	平成26.3.31
3011700113	紀の川市社会福祉協議会介護サービス北事業所	紀の川市名手市場144番地1	居宅介護・重度訪問介護・同行援護	社会福祉法人紀の川市社会福祉協議会	紀の川市桃山町最上1243番地2	平成26.3.31
3011700014	ヘルパーステーションなだい	紀の川市下井阪605番地	同行援護	株式会社なだいコーポレーション	紀の川市打田131番地	平成26.3.31

和歌山県告示第448号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので公示する。

平成26年4月4日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	主たる対象とする障害種別	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日
3011700642	ソーシャルファームもぎたて	紀の川市平野927	就労継続支援A型	特になし	社会福祉法人一麦会	和歌山市岩橋643	平成26.4.1

和歌山県告示第449号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので公示する。

平成26年4月4日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	主たる対象とする障害種別	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日
3011700659	あんびお	紀の川市名手市場1024-2	就労継続支援A型	特になし	特定非営利活動法人よつ葉福祉会	橋本市高野口町大野941-5	平成26.4.1

和歌山県告示第450号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第1項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり変更の届出があったので公示する。

平成26年4月4日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

事業所番号	事業所の名称	障害福祉サービスの種類	変更事項	変更前	変更後	変更年月日
3011310079	障がい児者生活支援施設ポケットハウス	生活介護	事業所の所在地	伊都郡かつらぎ町妙寺499-3	伊都郡かつらぎ町東浜田644-4	平成26.3.3

和歌山県告示第451号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）を次のとおり指定したので公示する。

平成26年4月4日

和歌山県知事 仁坂吉伸

医療機関の名称	医療機関の所在地	担当する医療の種類（薬局は除く。）	主として担当する医師（薬剤師）の氏名又は訪問看護ステーション等の名称	指定年月日
幸生堂薬局	御坊市藤田町吉田627	—	三倉民也	平成26.4.1

和歌山県告示第452号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成26年4月4日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 保安林の所在場所 有田郡有田川町大字久野原字釜糟621、622、626の3、626の5から626の9まで、627、629の1、629の2、632、634・644の11（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、字大谷1437の1、1437の38、1437の41、1437の44、1437の45、1437の47、1437の49、1437の50、1437の53、1437の55、1437の56、字一ノ瀬1444（次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字釜糟627・632・634（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）、644の11、字一ノ瀬1444

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県庁及び有田振興局並びに有田川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第453号

次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

平成26年4月4日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 東牟婁郡那智勝浦町(次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県庁及び東牟婁振興局並びに那智勝浦町役場に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第454号

林業種苗法(昭和45年法律第89号)第14条第1項の規定による林業種苗生産事業者の事業廃止に伴う登録の失効について、同法第16条第1項の規定により、次のとおり公告する。

平成26年4月4日

和歌山県知事 仁坂吉伸

登録 番号	生産事業者		生産事業の内容				事業所	
			種 穂		苗 木			
	氏名又は 名 称	住 所	採 種	精 選	幼苗の 育 成	幼苗以外の 苗木の育成	名 称	所 在 地
3006	奥貞雄	高野町細川520	○	○	○	○	奥貞雄	高野町細川
3018	森脇昭典	高野町上筒香259			○	○	森脇昭典	高野町上筒香
3024	上久保祖雄	高野町下筒香386			○	○	上久保祖雄	高野町下筒香
3026	松本繁夫	高野町下筒香281			○	○	松本繁夫	高野町下筒香
3027	福本章	高野町花坂317	○	○	○	○	福本章	高野町花坂
3028	上垣内規夫	高野町中筒香234			○	○	上垣内規夫	高野町中筒香
3030	小西吉顕	高野町中筒香137	○	○	○	○	小西吉顕	高野町中筒香
3045	阪中重一郎	高野町中筒香126			○	○	阪中重一郎	高野町中筒香
3046	瀬岡弥一郎	高野町下筒香406			○	○	瀬岡弥一郎	高野町下筒香
3049	苗代清温	高野町東富貴850-1			○	○	苗代清温	高野町東富貴
3050	山本登	高野町東富貴997			○	○	山本登	高野町東富貴
3051	井奥茂	高野町細川649	○	○	○	○	井奥茂	高野町細川
3054	竹内弘	高野町西郷373			○	○	竹内弘	高野町西郷

3055	加勢田幸廣	高野町花坂50				○	加勢田幸廣	高野町花坂
3056	門谷重生	高野町花坂703				○	門谷重生	高野町花坂
3058	平岡照治	高野町西郷653	○	○	○	○	平岡照治	高野町西郷
3060	新谷登	高野町細川552			○	○	新谷登	高野町細川
3061	新谷傳治	高野町細川567			○	○	新谷傳治	高野町細川
3063	蒔田幸一	高野町西郷433	○	○	○	○	蒔田幸一	高野町西郷
3133	浦井和佳	高野町下筒香499			○	○	浦井和佳	高野町下筒香
3153	西沢照次	高野町花坂652				○	西沢照次	高野町花坂
3154	十川清澄	高野町花坂70			○	○	十川清澄	高野町花坂
3155	眞野磯吉	高野町花坂264	○	○	○	○	眞野磯吉	高野町花坂
3156	横谷照光	高野町西郷650	○	○	○	○	横谷照光	高野町西郷
3157	安井精一	高野町湯川167	○	○	○	○	安井精一	高野町湯川
3161	山本未廣	高野町下筒香353			○	○	山本未廣	高野町下筒香
3163	大谷福太郎	高野町上筒香177			○	○	大谷福太郎	高野町上筒香
3166	中本宗三郎	高野町中筒香165			○	○	中本宗三郎	高野町中筒香
3171	苗代勝治	高野町東富貴354			○	○	苗代勝治	高野町東富貴
3194	小林正文	高野町上筒香283	○	○	○	○	小林正文	高野町上筒香
3196	西本賀一	高野町下筒香205	○	○	○	○	西本賀一	高野町下筒香
3197	中迫宗生	高野町下筒香203	○	○	○	○	中迫宗生	高野町下筒香
3198	谷口武治	高野町上筒香156			○	○	谷口武治	高野町上筒香
3213	岩本寛治	高野町東富貴1133	○		○	○	岩本寛治	高野町東富貴
3218	南国之助	高野町湯川417	○	○	○	○	南国之助	高野町湯川
3219	向喜好	高野町湯川406	○	○	○	○	向喜好	高野町湯川
3221	久保安秋	高野町湯川567	○	○	○	○	久保安秋	高野町湯川
3226	前誠一	高野町湯川143	○	○	○	○	前誠一	高野町湯川

3237	新家虎雄	高野町大滝68-1	○	○	○	○	新家虎雄	高野町大滝
3238	前庄兵衛	高野町檜原204	○	○	○	○	前庄兵衛	高野町檜原
3243	中平福次郎	高野町相之浦402	○	○	○	○	中平福次郎	高野町相之浦
3244	上田トメグス	高野町花坂716	○	○	○	○	上田トメグス	高野町花坂
3246	久保太郎	高野町相之浦236	○	○	○	○	久保太郎	高野町相之浦
3247	尾家惣次郎	高野町相之浦400	○	○	○	○	尾家惣次郎	高野町相之浦
3248	保井国一	高野町相之浦253	○	○	○	○	保井国一	高野町相之浦
3253	下垣芳伸	高野町東富貴975	○		○	○	下垣芳伸	高野町東富貴

和歌山県告示第455号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定に基づき国土交通省国土地理院長から基本測量を終了した旨通知があったので、次のとおり公示する。

平成26年4月4日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 作業の種類 基本測量（電子基準点現地調査）
- 2 作業期間 平成26年1月6日から同年3月14日まで
- 3 作業地域 和歌山県和歌山市、海南市、田辺市、新宮市、紀の川市、伊都郡のうちかつらぎ町及び高野町、有田郡のうち広川町及び有田川町、日高郡のうちみなべ町及び日高川町、西牟婁郡のうち白浜町及びすさみ町並びに東牟婁郡のうち那智勝浦町、古座川町及び串本町

和歌山県告示第456号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

平成26年4月4日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指定番号	指 定 位 置	申 請 者 住 所 氏 名	指定年月日	道 路	
				幅 員 メートル	延 長 メートル
3250	西牟婁郡上富田町朝来字 沖之芝836番1の一部、836 番2の一部	田辺市文里一丁目21番30号 有限会社大平 代表取締役 奥平秀尚	平成 26.3.24	6.00 } 5.00 5.00	3.44 15.46

和歌山県告示第457号

平成25年度胃部（デジタル）検診車の購入について、一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第11条及び和歌山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年和歌山県規則第107号）第10条の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成26年4月4日

- 1 落札に係る調達物品の名称及び数量
胃部（デジタル）検診車 1台
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
和歌山県会計局総務事務集中課
和歌山市小松原通一丁目1番地
- 3 落札者を決定した日
平成26年3月14日
- 4 落札者の氏名及び住所
東芝メディカルシステムズ株式会社和歌山支店
和歌山市福町37番地
- 5 落札金額
53,989,200円（うち消費税及び地方消費税の額3,999,200円）
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日
平成26年2月28日

和歌山県告示第458号

和歌山県教育ネットワーク校務用システム保守及び県立学校校務用ノート型コンピュータ保守業務について、一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第11条及び和歌山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年和歌山県規則第107号）第10条の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成26年4月4日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量
和歌山県教育ネットワーク校務用システム保守及び県立学校校務用ノート型コンピュータ保守業務一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
和歌山県教育庁教育総務局総務課
和歌山市湊通丁北一丁目2番1
- 3 落札者を決定した日
平成26年3月20日
- 4 落札者の氏名及び住所
富士電機ITソリューション株式会社
東京都千代田区外神田6丁目15番12号
- 5 落札金額
37,152,000円（うち消費税及び地方消費税の額2,752,000円）
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日
平成26年2月4日

選挙管理委員会告示

和歌山県選挙管理委員会告示第36号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成26年4月4日

和歌山県選挙管理委員会委員長 上山 義彦

政治団体の名称	異動事項	新	旧	届出年月日	政党・政治団体の別	備考
にさか吉伸田辺後援会	会計責任者	松下紀昭	田上憲一	平成26.2.6	政治団体	
玉置公良後援会	主たる事務所の所在地	西牟婁郡白浜町堅田156-1	西牟婁郡白浜町堅田2049-3	平成26.2.7	政治団体	
	国会議員関係政治団体の区分	国会議員関係政治団体以外の政治団体	法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体			
紀南創造の会	主たる事務所の所在地	西牟婁郡白浜町堅田156-1	西牟婁郡白浜町堅田2049-3	平成26.2.7	政治団体	
	国会議員関係政治団体の区分	国会議員関係政治団体以外の政治団体	法第19条の7第1項第1号かつ第2号に係る国会議員関係政治団体			
日裏勝己後援会	主たる事務所の所在地	日高郡印南町皆瀬川263	日高郡印南町印南2410-1	平成26.2.18	政治団体	
橋本のまちを考える市民派の会	主たる事務所の所在地	橋本市胡麻生539-8	橋本市隅田町河瀬93-1	平成26.2.18	政治団体	
山本茂博後援会	主たる事務所の所在地	岩出市水栖145-5	岩出市西国分627-6	平成26.2.19	政治団体	
浜田しんすけ後援会	主たる事務所の所在地	和歌山市杉ノ馬場2-81	和歌山市府中1011-82	平成26.2.24	政治団体	
和歌山蹊成会	主たる事務所の所在地	和歌山市杉ノ馬場2-81	和歌山市府中1011-82	平成26.2.24	政治団体	
雑賀増己後援会	政治団体の名称	雑賀増己後援会	かつらぎ町の次世代を考える会	平成26.2.25	政治団体	
	代表者	前田佳昭	雑賀増己			
	会計責任者	森岡壮太	壱岐弘			
東牟婁郡医師連盟	主たる事務所の所在地	東牟婁郡太地町森浦703-4 南紀パシフィックヴィラ401号	東牟婁郡太地町森浦703-4 南紀パシフィックヴィラ402号	平成26.2.26	政治団体	
井神よしひさ後援会	会計責任者	小嶋勉	山田倫久	平成26.2.27	政治団体	
畑山ゆたか後援会	主たる事務所の所在地	西牟婁郡上富田町朝来3236-1	西牟婁郡上富田町朝来3311-1	平成26.3.3	政治団体	

ほりうち和久後援会	会計責任者	山西啓裕	正野義一	平成 26.3.3	政治団体	
いであす会	会計責任者	浦中洋幸	濱本由賀	平成 26.3.4	政治団体	
井出益弘を育てる会	主たる事務所の所在地	和歌山市三葛521	和歌山市善明寺1-14	平成 26.3.4	政治団体	
	会計責任者	浦中洋幸	中里笑子			
和歌山経営者連絡研究会	主たる事務所の所在地	和歌山市粟375-23	和歌山市善明寺1-14	平成 26.3.4	政治団体	
	会計責任者	今井厚子	濱本由賀			
自由民主党和歌山県自動車販売支部	代表者	横山善行	小河原将宏	平成 26.3.4	政党	
山本啓司後援会	代表者	井田吉信	木村孝義	平成 26.3.4	政治団体	
世耕弘成後援会川辺支部	主たる事務所の所在地	日高郡日高川町鐘巻17 45-1	日高郡日高川町鐘巻17 38	平成 26.3.4	政治団体	
	会計責任者	栗林節蔵	岡前拓治			
自由民主党和歌山県紀の川市第一支部	主たる事務所の所在地	紀の川市貴志川町井ノ 口1052	紀の川市貴志川町神戸 175-1	平成 26.3.5	政党	

和歌山県選挙管理委員会告示第37号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項の規定による資金管理団体の指定の取消しの届出があったので、同法第19条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成26年4月4日

和歌山県選挙管理委員会委員長 上山義彦

資金管理団体の指定の取消しの届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	届出年月日
大森道夫	紀の川市議会議員	大森道夫後援会	紀の川市桃山町元761-2	大森道夫	平成 26.2.6
玉置公良	衆議院議員	紀南創造の会	西牟婁郡白浜町堅田156-1	玉置公良	平成 26.2.7
田代範義	紀の川市議会議員	田代のりよし後援会	紀の川市国主23-3	田代範義	平成 26.2.20
寺西健次	紀の川市議会議員	寺西健次後援会	紀の川市風市2-3	寺西健次	平成 26.2.20

和歌山県選挙管理委員会告示第38号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定による政治団体の解散の届出があったので、

同条第3項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成26年4月4日

和歌山県選挙管理委員会委員長 上山 義彦

政治団体の名称	代表者の氏名	解散 年月日	届出 年月日
せこう弘成後援会貴志川支部	中村慎司	平成 26.1.31	平成 26.1.31
松本ひらお後援会	鈴木新彦	平成 26.2.1	平成 26.2.3
白倉みつる後援会	谷口保男	平成 25.12.31	平成 26.2.4
大森道夫後援会	大森道夫	平成 26.2.6	平成 26.2.6
井沼武彦後援会	村木正照	平成 25.12.31	平成 26.2.19
田代のりよし後援会	田代範義	平成 26.2.20	平成 26.2.20
寺西健次後援会	寺西健次	平成 26.2.20	平成 26.2.20
湯川ひでき後援会	笠松孝司	平成 26.2.28	平成 26.3.3

和歌山県選挙管理委員会告示第39号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定による政治団体の収支報告書を受理したので、同法第20条第1項の規定に基づき、その要旨を次のとおり公表する。

平成26年4月4日

和歌山県選挙管理委員会委員長 上山 義彦

政治団体の収支報告書（平成25年分）の要旨

（単位：円）

せこう弘成後援会貴志川支部

報告年月日 26.1.30

1 収入総額	0
2 支出総額	0

松本ひらお後援会

報告年月日 26.2.3

1 収入総額	0
2 支出総額	0

白倉みつる後援会

報告年月日 26.2.4

1 収入総額	0
2 支出総額	0

大森道夫後援会

報告年月日 26.1.31

1 収入総額	15,784
前年繰越額	15,784
2 支出総額	0

井沼武彦後援会

報告年月日 26. 2. 19

1 収入総額	0
2 支出総額	0

田代のりよし後援会

報告年月日 26. 2. 20

1 収入総額	0
2 支出総額	0

寺西健次後援会

報告年月日 26. 2. 20

1 収入総額	0
2 支出総額	0

湯川ひでき後援会

報告年月日 26. 2. 5

1 収入総額	162, 316
前年繰越額	162, 276
本年収入額	40
2 支出総額	0
3 本年収入の内訳	
その他の収入	40
一件十万円未満のもの	40

政治団体の収支報告書（平成26年分）の要旨

せこう弘成後援会 貴志川支部

報告年月日 26. 1. 31

1 収入総額	0
2 支出総額	0

松本ひらお後援会

報告年月日 26. 2. 3

1 収入総額	0
2 支出総額	0

大森道夫後援会

報告年月日 26. 2. 6

1 収入総額	15, 784
前年繰越額	15, 784
2 支出総額	0

田代のりよし後援会

報告年月日 26. 2. 20

1 収入総額	0
2 支出総額	0

寺西健次後援会

報告年月日 26. 2. 20

1 収入総額	0
2 支出総額	0

湯川ひでき後援会

報告年月日 26. 3. 3

1 収入総額	162, 316
前年繰越額	162, 316
2 支出総額	0

和歌山県選挙管理委員会告示第40号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定による政治団体の設立の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成26年4月4日

和歌山県選挙管理委員会委員長 上山義彦

その他の政治団体

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
平野よしや後援会	平野嘉也	平野純子	伊都郡高野町高野山730	平成 26.1.27
楠田正治後援会	楠田正治	光野雅章	橋本市三石台2-2-8	平成 26.1.30
えいばやし三郎後援会	阪部道春	栄林英子	橋本市隅田町下兵庫698-2	平成 26.2.3
高野の明日を考える会	前隆弘	川俣大輝	伊都郡高野町高野山797	平成 26.2.9
とうほう貴子後援会	川下博生	東方実	海南市冷水630	平成 26.2.13
木地しげのり後援会	木地茂典	高橋哲雄	橋本市高野口町名古屋951	平成 26.2.13
上富田町明るくする会	北條眞琴	樫木秀行	西牟婁郡上富田町朝来3335-1	平成 26.2.13
森下たかし後援会	森下貴史	森下美香	海南市下津町下津2136	平成 26.2.17
今城敏仁後援会	村山栄男	田中英明	橋本市高野口町伏原254	平成 26.2.20
米原耕司後援会	米原耕司	山本勝彦	海南市日方1286-10	平成 26.2.21
高本勝次後援会	丸山恵弘	新口久	橋本市神野々968	平成 26.2.24
和歌山市を変える市民の会	南出英雄	目良敏	和歌山市十番丁56 朝日プラザ十番丁705号	平成 26.2.28
たにばた清後援会	谷端清	谷口清	西牟婁郡上富田町朝来2462-2	平成 26.3.5

和歌山県選挙管理委員会告示第41号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第2項の規定による資金管理団体の届出があったので、同法第19条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成26年4月4日

和歌山県選挙管理委員会委員長 上山義彦

資金管理団体の届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	届出年月日
------------------	-------	-----------	------------	--------	-------

楠田正治	橋本市議会議員	楠田正治後援会	橋本市三石台2-2-8	楠田正治	平成 26.1.30
森下貴史	海南市議会議員	森下たかし後援会	海南市下津町下津2136	森下貴史	平成 26.2.17

和歌山県選挙管理委員会告示第42号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第12条第1項の規定による政治団体の収支報告書（平成24年分）を受理したので、同法第20条第1項の規定に基づき、その要旨を次のとおり公表する。

平成26年4月4日

和歌山県選挙管理委員会委員長 上山 義彦

政治団体の収支報告書（平成24年分）の要旨

（単位：円）

井神よしひさ後援会

報告年月日 26.2.27

1 収入総額	0
2 支出総額	0

公 告

公 告

次の軽油引取税免税軽油使用者証は、紛失した旨の届出があったので、平成26年3月6日以降無効とする。

平成26年4月4日

和歌山県知事 仁坂 吉伸

業 種	記 号 番 号	有 効 期 限	免税軽油使用者証に記載された 使用者の住所及び氏名	交付した事務所
廃棄物処理事業	和歌山県 第800757号	平成23年3月11日から 平成26年3月10日まで	西牟婁郡上富田町朝来763 上富田町長小出隆道	紀南県税事務所

入 札 公 告

和歌山県大気常時監視テレメータクラウドシステム移行及び運用管理業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の6及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき公告する。

平成26年4月4日

和歌山県知事 仁坂 吉伸

1 一般競争入札に付する事項

(1) 事業年度

平成26年度から平成31年度まで

(2) 調達業務の名称

和歌山県大気常時監視テレメータクラウドシステム移行及び運用管理業務

(3) 調達業務の内容

仕様書及び入札説明書による。

(4) 業務を調達する部局

和歌山県環境生活部環境政策局環境管理課

- (5) 業務の期間
契約締結日から平成32年3月31日（火）まで
- 2 一般競争入札に参加する者に必要な資格
平成26年和歌山県告示第435号に規定する和歌山県大気常時監視テレメータクラウドシステム移行及び運用管理業務に係る一般競争入札参加資格及びその審査方法等によるものとする。
- 3 契約条項を示す場所及び期間
- (1) 場所
和歌山市小松原通一丁目1番地
和歌山県庁本館4階
和歌山県環境生活部環境政策局環境管理課
- (2) 期間
平成26年4月4日（金）から平成26年5月14日（水）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条に規定する県の休日を除く日の午前9時から午後5時まで
- 4 仕様書及び入札説明書を交付する場所及び期間等
- (1) 場所
3の（1）に同じ。
- (2) 期間
3の（2）に同じ。
- (3) 仕様書及び入札説明書に対して質問がある者は、5に掲げる入札説明会において質問を行うものとし、その後は、平成26年4月24日（木）午後5時までの間に和歌山県環境生活部環境政策局環境管理課に対して書面（ファクシミリを含む。）及び電子メールにより行うものとする。
- 5 入札説明会の場所及び日時
- (1) 場所
和歌山市砂山南三丁目3-45
和歌山県環境衛生研究センター3階 会議室
- (2) 日時
平成26年4月11日（金）午後1時30分
- 6 入札執行の場所及び日時等
- (1) 入札執行の場所及び日時は、次のとおりとする。
- ア 入札場所
和歌山市小松原通一丁目1番地
和歌山県庁本館4階 環境生活部会議室
- イ 入札日時
平成26年5月15日（木）午後1時30分
- ウ 開札場所
アに同じ。
- エ 開札日時
イに同じ。
- (2) (1) の入札の執行に当たっては、入札参加者は、本県よりこの一般競争入札に参加する資格があることを確認された旨の通知書の写しを持参することとする。
- (3) 郵便による入札書の提出を行う者は、この入札に参加する資格があることを確認された旨の通知書の写しを同封の上、書留郵便で平成26年5月15日（木）午前9時30分までに和歌山県環境生活部環境政策局環境管理課に必着するように行わなければならない。
- 7 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。以下「入札金額」という。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった入札金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

8 入札保証金に関する事項

(1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もる入札金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。

業務を共同して行うことを目的とする複数の団体により構成された組織（以下「コンソーシアム」という。）として入札参加するときは、構成員のうち代表者又は代表者から受任された者が入札保証金を納付すること。

(2) 入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約を締結しない場合を除き契約締結後還付し、又は納付すべき契約保証金に充当することができる。

(3) 入札保証金の納付の方法、納付の免除等は、自治法令第167条の7及び和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号。以下「財務規則」という。）第85条から第88条までの規定の定めるところによる。

コンソーシアムとして入札参加する場合で、構成員のうち代表者が納付の免除を受けることができるときは、コンソーシアムとして納付の免除ができるものとする。

9 契約保証金に関する事項

(1) 契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納入しなければならない。

コンソーシアムとして落札した者が契約を締結する場合において、構成員のうち代表者又は代表者から受任された者が契約保証金を納付すること。

(2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び財務規則第92条から第94条までの規定の定めるところによる。

コンソーシアムとして契約を締結するときは、構成員のうち代表者が納付の免除を受けることができるときは、コンソーシアムとして納付の免除ができるものとする。

10 入札の無効

本公告に示した一般競争入札に参加する資格のない者及び資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、本県よりこの入札に参加する資格のある旨確認された者であっても、確認の後、入札参加資格停止措置を受けて入札参加資格停止期間中である者等入札時点で2に定める資格のない者のした入札は、無効とする。

コンソーシアムにあっては、構成員のいずれかがこの項に該当するときは、そのコンソーシアムとしてした入札は、無効とする。

11 入札執行方法の細目

(1) 入札の要件、執行方法等の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。

(2) この入札の開札には、和歌山県環境生活部環境政策局環境管理課の職員が立ち会うものとする。

(3) 落札者の決定は、財務規則第102条の規定に基づく予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。

(4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない和歌山県環境生活部環境政策局環境管理課の職員にくじを引かせるものとする。

(5) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。この

場合において、入札の回数は、最初の入札を含めて最高3回までとする。

- (6) 第1回の入札において落札者が決定しなかった場合において、郵送による入札を行った者で、6の(1)に規定する日時に入札の場所に出席していない者は、第2回以降の入札には、参加できないものとする。

12 契約書の要否

要

13 契約の締結に関する和歌山県議会の議決の要否

否

14 その他

- (1) この一般競争入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地は、次のとおりとする。

ア 名称

和歌山県環境生活部環境政策局環境管理課

イ 所在地

和歌山市小松原通一丁目1番地

和歌山県庁本館4階

郵便番号 640-8585

電話番号 073-441-2683 (直通)

ファクシミリ番号 073-441-2689

e-mail e0321001@pref.wakayama.lg.jp

- (2) この一般競争入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

- (3) 政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の対象となる調達に係る苦情処理の関係において和歌山県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合において、本件調達業務についての調達手続の停止等があり得る。

15 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased :

Consignment business for air quality monitoring system of Wakayama Prefecture

- The system migration to the cloud computing
- The system operation and maintenance

- (2) Date and time for tender :

1:30 pm 15 May 2014 (Deadline for bids submitted by mail : 9:30 am 15 May 2014)

- (3) Contact point for the notice :

Environmental Administration Division, Wakayama Prefectural Government, 1-1

Komatsubara-dori, Wakayama City, 640-8585 Japan

TEL 073-441-2683

FAX 073-441-2689

e-mail e0321001@pref.wakayama.lg.jp